

鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國定規格A5判

昭和二十四年九月三十日 金曜日
第二千五百十号

規則

◇鳥取縣規則第九十六号

昭和二十四年二月鳥取縣規則第九号食品衛生法施行細則の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第七條中「鳥取縣食品衛生委員會」を「鳥取縣食品衛生調査会」に改める。

訓令

◇鳥取縣訓令第十五号

各 部 長
各 地 方 事 務 所 長
各 勞 政 事 務 所 長

各 廢 長

縣有建物に関する廣告物等取扱規程を次のように定める。

昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縣有建物に関する廣告物等取扱規程

第一條 縣有建物又は建物の存在する構内（以下建物とす）に廣告物の表示又はこれに関する物件を設置しようとするものは、この規程により管理者の許可を受けなければならない。

第二條 この規程において建物を管理する者（以下管理者とす）とは本庁に於ては総務部長、地方事務所及び勞政事務所に於ては所長、その他においては各廢長をいう。

第三條 管理者は第一條の規定により許可を受けようとするものがあるときは次の事項を具備した申請書を提

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）
火金 曜日發行（時ハ翌日）

昭和二十四年九月三十日
第二千五百十号

（昭和四年四月十五日）
第三種郵便物認可

出させなければならぬ。

一、住所、職業、氏名、生年月日(團體の場合はその
團体名及び代表者)

二、廣告物の表示又はこれに関する物件を設置しよう
とする趣旨及びその内容

三、廣告物の表示又はこれに関する物件を設置しよう
とする場所を示す見取図

四、廣告物の表示又はこれに関する物件の設置期間

第四條 管理者は前條の申請書を受理したときは左の各
号に該当しないときに限り廣告物の表示又はこれに関
する物件の設置場所及び期間を指し示しこれを許可す
ることができる。

一、建物の保全管理上支障があると認められるもの

二、建物の美化を損する虞があると認められるもの

三、庁中取締上有害と認められるもの

四、その他不相当と認められるもの

第五條 管理者は前條の許可をしたときは 所要の指示
となして廣告物の表示又はこれに関する物件を設置さ

せ許可期間終了の当日直ちにこれを撤去させなければ
ならない。但し管理者に於て必要と認めるときは許可
した期間の中途でもその許可を取消し廣告物又は物件
を撤去させることができる。

第六條 管理者はこの規程による許可を受けないで廣告
物の表示又はこれに関する物件を設置したものがある
とき若しくは許可した期間満了後撤去しないときは直
ちに廣告物又は設置した物件を撤去しなければなら
ない。

第七條 管理者はこの規程により廣告物の表示又はこれ
に関する物件の設置を許可したときはその都度遲滞な
く知事に報告しなければならぬ。

附 則

この規程は公布の日から施行する。但し現にこの規程の
施行の時表示してある廣告物又は設置してある物件は直
ちに撤去するものとする。

告 示

鳥取縣告示第五百二十九号

昭和二十四年七月鳥取縣告示第三百八十一号(飼料配給
規則)に基づき、販売業者及び指定飼料生産業者の登録指定
並びに指定飼料消費者に關し次の事項を決定した)の一
部を次のように改める。

昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一の1、指定販売業者希望の届出期日及び場所

昭和二十四年七月二十五日を昭和二十四年九月三
十日に

一の2、指定販売店購入予備登録受付期間

自昭和二十四年八月二十日(十日間)を自昭和二
十四年十月二十四日(十日間)を自昭和二十
四年十月二十八日(五日間)に

一の3、指定申請書提出期日

昭和二十四年九月十日を昭和二十四年十一月十日
に改める

二の3、指定飼料生産業者登録申請書提出期日

昭和二十四年八月十日を昭和二十四年十月十日に
一の5、登録票交付期日

昭和二十四年八月二十日を昭和二十四年十月二十
日に改める

鳥取縣告示第五百三十号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のよ
うに仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市立川町五丁目五九ノ三

李川 基東

一、建築物の位置 鳥取市立川町五丁目五九ノ三

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建一棟

一、同 規模 建築面積 三〇、〇平方米

突出する部分 二三、八同

一、許可條件

00174

- 一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。
- 一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる

事項を守る義務を負うこと。

◆鳥取縣告示第五百三十一号

昭和二十四年八月実施の臨時種畜検査において次のものに種畜証明書が交付されたので種畜施行規則第九條により告示する。

昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

種畜証明 明書番号	名前	種類	生年月日	血	統	等級	飼養者 住所氏名
昭二四鳥取 二七七号	春藤 和種	黒毛	一一、一、六	父突出 母きちとう	予鳥三、六二二 同三、一〇七	二級	八頭郡丹比村 尾崎 幹夫
同 二七八	丸克 同	同	一一、一、一	中 廣	予鳥三、〇五二	同	用瀬町 小松 善一
同 二七九	満壽 同	同	一一、四、一七	壽 龍 まるいち	予鳥九、〇六二	同	八上村 西田 保
同 二八〇	福米 同	同	一一、一、二	夏 山 よねの子	予鳥四、〇六五 同一、一一三	同	隼村 上田 長藏
同 三一六	林正 同	同	一一、二、七	突 出 やませえ	予鳥三、六二二 補八、九六四	同	若櫻町 中村平太郎

00175

同 二八一	秀信 同	同	一一、二、三	夏 山 第二せうしん	予鳥四、〇六五 同二、四七七	同	氣高郡神戸村 有田 政勝
同 二八二	本藏 同	同	一一、四、一〇	若 山 やまと	本黒一、二二二 同二、四二七	同	若狹 鉄治
同 二八三	森下 同	同	一一、四、二三	浜 徳 くめ	同 八四七 同 八五三	同	日置村 砂田 俊弘
同 二八四	小林 同	同	一一、二、九	第三光隆 はせがわ	予鳥四、七〇四 同六、八四四	同	逢坂村 嶋沢 亀治
同 二八五	山本 同	同	一一、一、七	第六北 あけみ	同 七〇二 同七、五七〇	同	眞田 早苗
同 二八六	湯谷 同	同	一一、二、二三	清水 なかみはやし	本黒一、二二三 同一、一七五	同	鹿野町 南條 滝雄
同 二八七	宮本 同	同	一一、四、三〇	重 道 かめよし	予鳥三、五八八 本黒四、〇七九	同	東伯郡西郷村 山本 豊藏
同 二八八	林 同	同	一一、七、二〇	第二田中 か ね	予鳥一〇、四七七 同二、一八二	同	小鹿村 布廣 恒吉
同 二八九	八江 同	同	一一、六、一一	旭 ぬ いしぬ	予鳥八、三九一 同〇、二二七	同	高城村 朝倉 富雄
同 二九〇	木村 同	同	一一、五、三	山 根 第十三さかえ	本黒二、三〇九 予鳥六、八〇九	同	東郷村 飛村 常藏
同 二九一	小倉 同	同	一一、四、三〇	藤 義 かす	本黒七、四五六 予鳥九、三〇五	同	高城村 杉本 一朗
同 二九二	昭和 同	同	一一、四、二九	下 家 せうふく	同 九、四八八 同三、九三七	同	三徳村 野見 邦一

同 二九三	小椋 同	一三三、四、五	仲 山	同 七、一〇五	同	舍人村	高塚憲次郎
同 二九四	坂出 同	一三三、四、一	青 緑	同 四、〇八二	同	旭村	川北 庄一
同 二九五	第三柿 同	一三三、七、一	藤 義	同 六、七四六	同	八橋町	田中 吉藏
同 二九六	山本 同	一三三、五、一〇	山 根	予鳥 四、五八二	同	古布庄村	御古 秀好
同 二九七	影山 同	一三三、五、一	第三岡崎	同 六、四七八	同	浦安町	森下 金藏
同 二九八	松下一 同	一三三、七、三	昭 榮	本黒 四、五一九	同	下郷村	上口 遼清
同 二九九	末長 同	一三三、一、七	昭 政	予鳥 三、八〇三	同	西伯郡庄内村	谷 本
同 三〇〇	武文 同	一三三、二、一〇	米 光	予鳥 六、七五二	同	米子市河崎	磯井 房榮
同 三〇一	増房 同	一三三、二、一〇	川 周	予鳥 九、二三八	同	同	磯岩 熊造
同 三〇二	英房 同	一三三、一、三	友 武	予鳥 四、五六一	同	西伯郡日吉津村	山崎 元一
同 三〇三	豊 同	一三三、五、二〇	常盤十六	同 二、〇七一	同	米子市東福原	永見 貞治
同 三〇四	佐吉 同	一三三、五、二五	義 行	本黒 三、二一七	同	南三柳	岡崎 晴二

同 三〇五	梅雪 同	一三三、四、五	三 成	予鳥 七、九六四	同	西伯郡所子村	野口宗一郎
同 三〇六	新生 同	一三三、五、二四	旭 定	本黒 七、三三九	同	幡郷村	野口 利一
同 三〇七	石洲 同	一三三、五、九	榮 光	予鳥 四、二七〇	同	巖村	吉田 和次
同 三〇八	礼齊 同	一三三、一、二八	武 峯	予鳥 二、六四七	同	和田村	井田源太郎
同 三〇九	榮一 同	一三三、四、六	福 木	同 八、八三七	同	同	井田虎次郎
同 三一〇	森谷 同	一三三、四、一五	安 田	予鳥 一、七二三	同	同	池上 壽之
同 三一一	霜義 同	一三三、四、二二	敬 福	予鳥 六、七四七	同	外江町	籾内 輝榮
同 三一二	宗谷 同	一三三、五、一	桂 川	予鳥 一〇、二七四	同	和田村	佐藤 朝義
同 三一三	秀南 同	一三三、七、一	金 太	同 八、一八八	同	日野郡多里村	板持 兵藏
同 三一四	湯の茶 同	一三三、四、一	旭 太	同 三、四四一	同	同	出垣甚太郎
同 三一五	常幸 同	一三三、七、二五	昭 胤	予鳥 四、一〇七	同	日光村	砂口 繁弘

◇鳥取縣告示第五百三十二号

助産婦名簿に次の者を登録した。

昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 鳥取市元鑄物師町七六番地

現住所 同本籍地

昭和二十四年九月二十二日第一、四一三号

小林 照 子

本籍地 東伯郡南谷村大島居一、一八四番一地

現住所 岩美郡面影村雲山

昭和二十四年九月二十二日第一、四一四号

藤 井 美 枝 子

本籍地 西伯郡渡村森岡九九五番地

現住所 同本籍地

昭和二十四年九月二十二日第一、四一五号

渡 辺 百合子

大正五年七月二十六日生

本籍地 日野郡山上村福壽実七〇九番地

現住所 同本籍地

昭和二十四年九月二十二日第一、四一六号

坪 倉 要

本籍地 愛知縣名古屋市北区東杉町三丁目一〇

現住所 日野郡根雨町根雨七三〇日野病院

昭和二十四年九月二十二日第一、四一七号

鈴木 明 子

本籍地 日野郡米沢村杉谷一二七番地二

現住所 同根雨町根雨七三〇日野病院

昭和二十四年九月二十二日第一、四一八号

山 野 晴 枝

大正十五年三月十二日生

◇鳥取縣告示第五百三十三号

貯名簿登錄事項中次のように訂正した。
昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

前住所 西伯郡彦名村一、七九七番地

現住所 同 一五〇九番地

昭和二十四年九月八日住所変更により同年同月十日

二日名簿訂正方願い出たので同年同月二十二日訂

正

門 脇 つ ね

明治二十二年九月三十日生

◇鳥取縣告示第五百三十四号

助産婦名簿から次の者を取消した。

昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

本籍地 徳島縣板野郡撫養町木津一三一九ノ五

住所 西伯郡外江町一、六七七

昭和二十四年九月一日大阪府へ轉住により同年同

月十八日名簿取消方願い出たので同年同月二十二日取消
日取消

粟 田 ミドリ

明治四十一年四月十一日生

◇鳥取縣告示第五百三十五号

昭和十一年四月鳥取縣告示第二百十七号鳥取縣花柳病診療所設置規程並びに昭和十五年十一月鳥取縣告示第九百二十四号鳥取縣立花柳病診療所の名称位置及取扱区域は廢止する。
昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第五百三十六号

次のように公有水面埋立の件免許した。

昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、埋立の免許を受けた者

西伯郡美保第二保地区農地開拓組合 組合長 米谷雄二

一、埋立の場所 西伯郡美保地区
西伯郡中浜村大字小篠津字柳川、龍灘、下掘灘、別莊
灘、地先海面並びに渡村大字渡字西柳川地先海面

一、埋立の面積 七町二反四畝九步(図面省略)

一、同 目的 農地開發事業の爲耕地造成

一、工事着手並びに竣功期間
免許の日から十日以内に着手
着手の日から昭和二十五年三月三十一日まで

◇鳥取縣告示第五百三十七号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請人の住所氏名 鳥取市長 森中 豊治

指定の場所 鳥取市吉寺、三八ノ一、一三三

九ノ三、三三〇ノ一、二四一
ノ一、二四二ノ一、二四三ノ
三、二四〇ノ一
八三、〇メートル
四、〇メートル
(省略)

一、建築線の延長
一、同 距離
一、同 面積

◇鳥取縣告示第五百三十八号

鳥取縣氣高保健所を鳥取縣會計規則第二條の規定による
解に指定した。

昭和二十四年九月三十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年九月三十日印刷
昭和二十四年九月三十日發行

鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)

第三種郵便物認可

發行所

鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取
鳥取縣鳥取市東町取